

## 徳島県教育委員会規則第八号

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則の一部を改正する規則

徳島県特別支援学校就学奨励法施行細則（昭和三十年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「特別支援学校の児童生徒」を「県立特別支援学校に就学する児童生徒（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程に就学する学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第二十二条の三に規定する障害の程度に該当する生徒又は当該学校の特別支援学級に就学する生徒を含む。）」に改める。

第二条第一項中「特別支援学校」を「県立特別支援学校（県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程を含む。）」に改める。

第三条中「保護者」を「保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）」に、「数カ月分」を「数箇月分」に改め、同条に次の一号を加える。

九 オンライン学習通信費 毎月一回支給する。ただし、数箇月分を一括支給すること  
を妨げない。

様式第一号を次のように改める。

個人別支給台帳

児童等氏名		児童等の学部等	幼・小・中・高(本)・高(別)・高(専)組	支弁区分
保護者等氏名		保護者等の住所	〒 ( ) -	I・II・III

区 分	教科用 図書 購入費	学 校 給食費	交 通 費				寄宿舎居住に伴う経費					修 学 旅 行 費			学用品 購入費	新入学児 童生徒学 用品費等	通学用品 購入費	オンライン 学 習 費 通 信 費	計	
			通学費		帰省費		職 場 実習費	交 流 学習費	寝 具 購入費	日用品等 購入費	食 費	修学旅行費		校 外 活動費						宿 泊生活 訓練費
			本 人	付添人	本 人	付添人						本 人	付添人							
第1回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第2回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第3回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第4回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第5回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第6回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第7回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第8回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第9回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第10回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第11回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
第12回	負担金																			
	補助金																			
	計																			
合 計	負担金																			
	補助金																			
	計																			

交通費(通学費、帰省費)の算定基礎

身体障害者手帳の有無  有  無    通学状況  自宅から通学  寄宿舎から通学  施設から通学

区分	通 学 費		帰 省 費		付 添 人 経 費		本 人 経 費		付 添 人 経 費	
	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳	支 給 額	左の積算内訳
第 1 回										
第 2 回										
第 3 回										
第 4 回										
第 5 回										
第 6 回										
第 7 回										
第 8 回										
第 9 回										
第 10 回										
第 11 回										
第 12 回										
計										

<備 考>

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。